○北陸地方整備局告示第八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月五日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 百五十九号　七尾市藤野町ロ五番六から同市古府町ヲ三二番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年九月五日

○中部地方整備局告示第百四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月五日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
豊橋市前芝町字山内五一番一から同市前芝町字山内三七番一まで	前	五九・五〇～七九・一五メートル
	後	六三・一七～八〇・四九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

○中部地方整備局告示第百五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月五日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 二十三号　豊橋市前芝町字山内五一番一から同市前芝町字山内三七番一（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年九月五日

○中国地方整備局告示第百五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月五日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
鳥取県岩美郡岩美町大字新井字棚田三四九番四から同町大字新井字下棚田五六二番まで	前	一二・四七～一二・七七メートル
	後	一三・九七～八二・七一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○沖縄総合事務局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月五日　沖縄総合事務局長　河合　正保

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
沖縄県中頭郡読谷村字親志親志原二九二番一から同郡北谷町字浜川千原三九番一まで	前	BA 一九・一五～九五・一〇メートル	上記A及びBは、関係図書に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一九・一五～九五・一〇メートル	
		二二・五〇～三二・〇〇 一〇・八七四キロメートル	
		三二・〇〇 七・〇九九	

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月五日　沖縄総合事務局長　河合　正保

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
南城市知念字久手堅長堂原三三〇番一地内	前	二四・四〇～三八・八〇メートル
	後	二二・〇〇～三一・三〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月五日　沖縄総合事務局長　河合　正保

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納嘉手納原六四番二地内	前	二九・四〇～二九・五〇メートル
	後	二八・〇〇～二九・五〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所